

2024 年 1 月 10 日

各 位

小野薬品健康保険組合

当健保組合の加入者（ご家族）の年間収入額をご確認ください

— 年間収入額は130万円未満（60歳以上や障がい者は180万円未満）ですか？ —

小野薬品健康保険組合の加入者（家族）は、年間収入額「130 万円未満（60 歳以上や障がい者は 180 万円未満）」の収入条件を満たしている必要があります。ご家族が 2023 年分の「源泉徴収票」を入手した際や確定申告時には、年間収入額をご確認いただき、下記の①～⑤に該当する場合には、健康保険組合までご連絡ください。

また、家族が就職した際は、「健康保険被扶養者異動届」を速やかに提出ください。

①年間収入額が 130 万円以上（60 歳以上や障がい者は 180 万円以上）

退職等により 2023 年に当健保組合に加入されたご家族は、前年の年間収入額 130 万円以上でも問題ありません。

②年間収入額は 130 万円未満であったものの、直近数ヶ月の平均月額が 108,333 円以上 （60 歳以上や障がい者は、直近数ヶ月の平均月額が 150,000 円以上）

今後 1 年間の年間収入額が 130 万円以上と見込まれる方は、当健保組合から外れていただくことになります。

③パート等の労働条件変更により、月額が 108,333 円以上になった（60 歳以上や障がい者は月額 150,000 円以上）

④医療職としてワクチン接種に従事したため、年間収入が 130 万円以上となった

「特例として、被扶養者が、医療職として新型コロナワクチンの接種業務に従事したことによる給与収入は、健保組合の年間収入確認の際に算定しない」とされていますが、申立書を提出されていない方は、健保組合までご連絡ください。

⑤年収の壁・支援強化パッケージに該当し、年間収入が 130 万円以上となった

事業主の証明（3 項目）・雇用契約書・3 ヶ月分の給与明細などを提出してください。詳細は 2023 年 12 月 28 日掲載の[お知らせ](#)をご参照ください。

連絡先 小野薬品健康保険組合

Mail : kenpo@ono-pharma.com

Tel : 06-6222-5665

<FAQ>

Q1 被扶養者を認定する際の「年収」は総収入額ですか？それとも控除後の所得ですか？

A1 給与所得者(パート・アルバイト等)の収入は税控除前の総収入額です。

一方、自営業者(塾経営など)や不動産所得者(駐車場収入や家賃収入など)の場合は、売上から「最低限の必要経費(売上原価など。製造業の原材料費程度)」を差し引いた金額であり、税法上の事業所得と異なりますのでご注意ください。

①給与所得者(パート・アルバイト等)の場合

勤務先から配布される「源泉徴収票」の「支払金額」をご確認ください。

平成 29 年分 給与所得の源泉徴収票

支払を受ける者 住所又は居所 東京都中野区中野4-×-〇〇		(受給者番号) (個人番号) 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1	
(役職名) 氏名 (フリガナ) ヨクゼイ タダシ		氏名 (漢字) 国税 正	
(b) 給与・賞与	(a) 支払金額 6 152 000	給与所得控除後の金額 4 381 600	(d) 源泉徴収税額 225 600
控除対象配偶者の有無等 本人	控除の額	控除対象扶養親族の数 (配偶者を除く)	15歳未満扶養親族の数
		障害者の数 (本人を除く)	市町村長で定める親族の数

②自営業者、不動産所得者等の場合

(注) 税法上の事業所得とは異なります！

自営業者や不動産取得者は、「確定申告書」で年間収入額をご確認ください。

収入から売上原価などの必要最小限の経費※3を差し引いた額となります。

※3 原材料費程度です。家賃や人件費を含める場合があります。税務署の控除対象基準とは異なります。

○申告には、必ず提出用を使ってください。

科 目	金 額 (円)	科 目	金 額 (円)	氏 氏
収入		旅費交通費 ㊶		氏
売上金額		通信費 ㊷		
家事消費 ㊸		広告宣伝費 ㊹		
その他の収入 ㊺		接待交際費 ㊻		
計 (①+②+③) ㊻		損害保険料 ㊼		
期首商品(製品)棚卸高 ㊽		修繕費 ㊽		
仕入金額(製品製造原価) ㊾		消耗品費 ㊿		
小計 ㊿+⑥ ㊿		福利厚生費 ㊿		
期末商品(製品)棚卸高 ㊿				
差引原価 ㊿-⑧ ㊿				
差引金額 ㊿-⑨ ㊿				
給料賃金 ㊿				
外注工賃 ㊿				
減価償却費 ㊿				
貸倒金 ㊿				
地代家賃 ㊿				
利子割引料 ㊿				
		雑費 ㊿		○税理 支払 ○事業 氏
		小計 ㊿-㊿までの計 ㊿		
		経費計 ㊿-㊿までの計 ㊿		

Q2 2024年は収入が増加し、130万円前後となりそうです。どうすればよいのでしょうか？

A2 2023年と比べて著しく収入が増える可能性がある方は、念のため健保組合までご相談ください。

被扶養者の収入確認に当たっての「一時的な収入変動」に係る事業主の証明書

当事業所において雇用されている下記被扶養者※¹については、雇用契約等により本来想定される年間収入が被扶養者の収入要件である 130 万円未満※²です。この事業主記載欄に記載された期間に係る収入増については、人手不足による労働時間延長等に伴う一時的なものであることを証明します。

※ 1 新たに被扶養者としての認定を受けようとする者を含みます。

※ 2 60 歳以上の者又は概ね厚生年金保険法による障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障害者については、180 万円未満となります。

【被保険者・被扶養者記載欄】

提出年月日※ ³		令和 年 月 日
被保険者	(フリガナ) 氏 名	
	被保険者等記号・番号	
被扶養者	(フリガナ) 氏 名	
	被保険者等記号・番号	

※ 3 被保険者の事業所や保険者（健康保険組合等）に提出する際に記載してください。

【被扶養者を雇う事業主の記載欄】

事業所所在地	〒 ー			
事業所名称				
事業主氏名				
電話番号				
雇用契約等により本来想定される年間収入	円			
人手不足による労働時間延長等が行われた期間	令和	年	月	から
	令和	年	月	まで
上記期間における当事業所での労働による収入額（実績額）	円			

※ 4 本証明書は、被扶養者認定及び被扶養者の資格確認において対象者の収入を確認する際の添付書類として、被保険者から被保険者の事業所や保険者（健康保険組合等）に提出する書類となります。

※ 5 記載内容の確認に当たって、別途雇用契約書等の添付書類を求められる場合があります。